

# 決算特別委員会会議録

平成24年10月31日(水)

(開会) 10:00

(閉会) 12:26

委員長

ただいまから平成23年度決算特別委員会を開会いたします。

「認定第1号 平成23年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。昨日に引き続き、第11款 地方交付税から第14款 使用料及び手数料、96ページから104ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております100ページ、土木使用料、市営住宅の使用料について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

おはようございます。100ページ、土木使用料の市営住宅の使用料についてお尋ねをいたします。まず、現状の市営住宅の目的別の管理戸数が何件で、その入居率がいくらか、教えてください。

建築住宅課長

現在、市営住宅の管理戸数でございますが、平成24年2月末現在で一般向け住宅が3,370戸、母子世帯向け住宅が34戸、老人世帯向け住宅が87戸、身障者世帯向けが46戸、改良住宅が921戸となっております。それぞれの入居率につきましては、種類別の団地が各団地にまたがっております。現在算出はしておりませんが、全体では管理戸数4,423戸のうち入居戸数は3,969戸で、入居率89.7%となっております。

宮嶋委員

入居率が89.7%。100%ということはなかなか難しいんでしょうけど、もっとたくさん、せっかく住居がなくて困っている方がたくさんおられますのでね、ぜひたくさんの方が入居をしていただけるように努力していただきたいと思います。資料の7ページから9ページに今の空き家状況、管理戸数及び空き家状況ということで出しております。空き家の数ですけれども、9ページの平成23年度では空き家の数が454ということで、前年度からしたら85戸ですかね、ふえております。この内訳を教えてください。

建築住宅課長

現在454戸の住宅が空いておりますが、内訳といたしましては、建て替え予定などで公募を停止しております住宅が281戸、通常の空き家が93戸でございます。93戸の内訳でございますが、予算範囲内で修理を行い公募が可能な通常の空き家といたしまして79戸、補修費が多くかかるため、他の状況を見ながら公募をしている住宅が14戸でございます。残りの80戸につきましては、地盤沈下等により補修が困難であるもの、その他諸事情により公募できない物件でございます。

宮嶋委員

通常の空き家が79戸ということですか。平成23年度募集をされて69戸うまっているということですが、これはうまってしまっても79戸空いているということですか。

建築住宅課長

通常の空き家につきましては、随時募集を行いまして公募にかける住宅でございます。空き家につきましてはその公募にかける間にも空き家が出てきますので、繰り返しその空き家が出た時点で補修をかけて次の公募に間に合うように準備をしております。

宮嶋委員

5月の時点で募集戸数が29戸。この時点では79戸ぐらい空いているんですよね。その次30戸、30戸、38戸というふうに募集をされておりますけれども、後々空き家が出てくるのであればですね、もっと多くの募集をかけられないのかなと思います、いかがですか。

建築住宅課長

公募につきましては3カ月に1度ぐらい、年間4回で募集を行っておりますが、その間にできるだけ多くの空き家を補修して募集をかけたいと思っておりますが、現在、30から40ぐらいで、補修が時期的にできるのはそのくらいと。また一度に出す数がある程度同じような数で出したいということもございますので、大体40戸前後ぐらいがその期限でできる範囲ということで、今やっております。

宮嶋委員

ほかのものと違って、住宅は入居者が決まれば家賃が入ってくるということでは、空き家にしてしまうとそれだけ収入がないということになりますので、ぜひもうちょっと多くですね、できましたら補修にかけていただいて、補修にけることで雇用というか業者の仕事も出てくるわけですから、そういうことも加味してぜひお願いしたいと思います。それから、政策空き家といわれるのが281戸ということですが、この内容については、先ほど建て替え予定などで公募を停止しているというふうに言われておりますけれども、例えばですね、白旗団地がこれに入るんじゃないかなと思います。全体では100戸ぐらいあるということですけど、今どのくらい空き家ですかというのをちょっと聞こうと思いましたが、ちょっと私がもともとと言ってなかったもんですから、数字が今つかめないということで、大変な数の空き家が今あります。まだ高齢の方も多し、空き家がどんどんまだふえていくということになると思うんですが、この白旗団地の建て替え、いつまで政策空き家にしておくのか、いつ建て替えるのかというのを教えてください。

建築住宅課長

市営住宅の建て替えにつきましては、今までストック活用計画という形で行ってまいりましたが、平成23年度に長寿命化計画という計画をつくっております。その中で建て替え計画、また改善計画につきましてうたっておりますが、いま建て替え予定の住宅が、先ほど委員が言われました白旗につきましても建て替えの計画が上がっております。しかしながら、それ以前に建て替えを、以前から議会の中でもお話をしております相田団地などを先に建て替えを進めていきたいという形で、いま進めております。それと並行して、その他旧4町のほうにも建て替えをしなければならぬような団地がございますので、相田に続きまして飯塚地区では白旗団地のほうに進んでいきたいという計画がございます。しかしながら、相田だけでも10年近くかかるのではないかなということで現在思っているところがございますので、その間に白旗団地にも取りかかれるような時期が来ましたら途中からでもかかりたいと思っておりますけれども、現在の状況ではなかなか早い時期に取りかかるというのは困難な状況でございます。それから、ずっとそのまま放置しておくのかということでございますが、先ほど言いました長寿命化計画の中でも今4,400戸の住宅がございますが、4,000戸程度に住宅を減らしていこうという計画を持っております。そういうこともございまして、計画的に建て替えの部分、また現在見直しを行っておりますが、その見直しによって大体4,000戸ぐらいに住宅を減らしていこうという計画がございます。

宮嶋委員

相田団地が10年かかるということでしたら、その前にあるかもしれないけれども10年間ぐらいは白旗団地はそのままになっていくのかなと思いますが、そしてそういう中でどんどん空き家がふえていって、それも固まって減るんだったらいいんですけど、あの広さの段々になっていきますけど、その中で空き家がこういうふうにならなくていいですね、いま本当にもう自治

会というか隣組組織がなかなか難しい。特に高齢の方が多くて、本来1組何戸あるのか知りませんが、10戸、20戸あった所に4、5軒しか住んでいない、こっちもそのくらいで4、5軒しか住んでいないというのがこれ点在するという形で、なかなか隣組長さんのなり手もないと、そういう状況に今なっているんですが、例えば比較的新しい所に固まって団地内の方が住み替えをして、本当に老朽化してというような。白旗団地の中で住み替えというか、何かそういう計画を、それで住んでいる方がいいですよ、動かしよと言われるのかというのがありますけれども、何かそういう政策をとらないと、あの広さの中に100戸が10年後には20戸ぐらいになるかもしれない。その中で本当に自治会組織とかいうのが成り立っていないんじゃないかなと思いますが、その辺についてはどういうふうに考えていますか。

建築住宅課長

委員が言われましたように、そういう住み替えとかいうのもですね、私どもとしては1つの手法であるということは認識しております。いま言われます白旗団地だけではなく、やはりそういう団地が現在ふえております。それで、虫食い状態と言いますか、ポツンポツンと空き家が出てその4戸連の所でも1人か2人しか住んでないような所もありますので、課としましてそういう所の見直しをいま行なっているところでございます。委員が言われますように、どこかに住み替えと言いますか、同じ団地内で1人とか住んでいない所はちょっとみんな1カ所に集めるとか、そういうふうな手法もですね、現在検討しているところでございます。それで自治会の問題と隣組の問題とかいうのはですね、やはりかなり今いろんなことを言われておりますので、私どもといたしましてもそういう問題を解決するためにもそういう住み替えとか、そういう問題についてはですね、今は検討しているところでございますので、よろしく願いをいたします。

宮嶋委員

先ほど、今4,423戸、このうち修理不可能とかいうのもありますから4,400戸ないと思うんですが、4,000戸ぐらいにしたいというふうに言われておりますが、これが長期計画だと思うんですが、いつ頃までにこのくらいにしたいと。例えば、どの団地、まとまってこの辺の団地をなくそうとか、何かそういう計画とか素案とかいうのがありましたら教えてください。

建築住宅課長

現在、先ほど言いましたように、長寿命化計画の中で10年間をスパンとしているいろいろ計画をしていく状況でございます。それで団地ごとという計画でございますが、そういう個別の所に関しましてもいろいろ検討をしているところでございますので、その中でですね、その場所に合った、状況に合った手法をとっていきたいということで考えております。

宮嶋委員

ただですね、いま公営住宅、10年後には景気が回復して一戸建てを建てようという方もふえるかもしれませんが、やっぱり公営住宅に対する需要というのはものすごく多いわけですよね。この400戸を減らしてしまっているのかということもゆっくり審議していただきたいと思うんですが、空いている所がなるべくないように、なるだけ皆さんに公営住宅に入っていけるように努力をお願いしたいと思います。それから同和向けの住宅のことですけれども、資料の11ページに空き家状況を出していただいております。もともと同和住宅というのは、同和地区の方はなかなかお家の状況が大変だということで必要でつくられたと思うんですが、まあ老朽化している分もあるのかもしれませんが、これだけの空き家を放置したままにしていると、本当に同和の方しか入れないということにできて、それで入らないんだったら、一般向けにもやって、どなたか入っていただければ家賃が入ってくると思うんですが、この同和向け住宅についてご説明をお願いいたします。

建築住宅課長

全体の公募の倍率につきましては資料にも提出しておりますが、10倍程度の数字が出ております。募集する住宅によりましては倍率が2倍から80倍というふうに利便性、また老朽度などによってそれぞれ違うわけでございますが、同和向け住宅につきましても、一般住宅同様に利便性、また老朽化によりまして希望する人が少ないというような現状がございます。募集についてでございますが、今後も関係団体等と協議または調整をしていって、一般募集という形でもですね、できるような協議をしていきたいというふうに思っております。

宮嶋委員

いま関係団体、同和団体だと思っておりますが、もうこれだけの空き家がそのままになっていて、希望する人がいたら優先的にこの方たちを入れるというのはあるんでしょうけど、今の状況の中でね、別にこういう団体の方と協議する必要はないんじゃないかと。あくまでも同和住宅は一般公募するなというふうに、こういう団体の方から言われてあるのでしょうか。

建築住宅課長

一般公募するなということではございませんが、同和向け住宅が建った歴史的な経緯とかいうこともございます。そういうものを考えたときに、市としましては地域改善対策事業という形で建った住宅でございますので、そういうところを考慮いたしまして、まだ優先的な入居は続けていくべきではないかということで思っております。

宮嶋委員

あくまでもそれがそうだとすると、優先的入居ということになって、今の時点でこれだけ空き家ですよということで、そういう方たちの応募がなければ、ほかの方が入れる、そういうのが当たり前じゃないですか。応募がいっぱいあって、同和の方がいらっしゃったらその方を優先するというのもともとできたときの約束ですからということでしたらわかりますけども、これだけ空き家があって誰も手をあげる人がいなければ同和の方じゃなくても入れる、空き家になっている間は家賃が入らないわけですよ。もし、このうち何戸かでも住居がうまれば、毎月幾らかずつ、まあ同和向け住宅は家賃がずいぶん安いように聞いてますけども、いくらかでもお金が入ってくる。これがストップされているわけですよ。そういう同和団体の方、そういうふうな飯塚市に負担をかけているという認識があるのかどうかですね、その辺も含めて、ぜひ同和関係団体の方と協議して一般公募ができるように、私は認めませんけれども、優先的にその方たちが入れるというのを1つ残しても一般公募もすべきじゃないかなと思いますが、誰か部長さんにお答えいただきたいと思います。

委員長

宮嶋委員、協議をするということですので要望なり指摘で。これはもういくら言っても平行線で行くと思いますので。

建築住宅課長

先ほども申し上げましたように、募集につきましては現在も協議をしている途中でございますので、ご理解を願いたいと思います。

委員長

次に質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第11款 地方交付税から第14款 使用料及び手数料までの質疑を終結いたします。

次に第15款 国庫支出金から第22款 市債、104ページから129ページまでの質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております112ページ、農林水産業費補助金、農村環境

整備事業費補助金について梶原委員の質疑を許します。

梶原委員

おはようございます。農村環境整備事業補助金についてお尋ねをいたします。この事業内容について、それはどのようなものか、お尋ねいたします。

農業土木課長

この事業ですが、農業、農村の農業生産基盤整備施設の整備に伴いますものを目的としております。対象として持っております。内容としましては、小規模なため池、かんがい施設などの施設を整備する際の県補助金でございます。なお、この補助率でございますが、施設整備内容によって補助率が変わりますが、補助率40%から50%以内という形での補助率になっております。

梶原委員

では、その事業採択基準といたしますが、それはどのようなふうになっておりますか。

農業土木課長

主な採択基準でございますが、小規模な農業生産基盤整備でため池やかんがい排水などの施設に対しまして、農地の受益面積1ヘクタールから5ヘクタール未満という形での採択基準となっております。それと、事業費総額といたしまして1工事3千万円未満が対象となっております。

梶原委員

では、事業箇所を選定についてはどのような検討をされておられるのか、お尋ねいたします。

農業土木課長

選定でございますが、各地区からの要望箇所に基づきまして、事業採択基準に照らし合わせ、緊急性を考慮しております。その結果、箇所を選定いたしまして、年次的に整備を進めているものでございます。

梶原委員

では、平成23年度決算で上がっておりますが、23年度の事業実績というのはどのようなようになっておりますか。

農業土木課長

いま歳入のところでご答弁させていただいておりますが、この事業につきましては決算書の213ページにおきまして農業土木費、各所新設改良事業費のところで記載されております。事業内容といたしましては、建花寺地区の池尻ため池、八木山地区の日物田ため池、山倉地区の山中ため池、それと入水地区のかんがい排水路の4工事を実施しております。総事業費といたしまして3981万1800円に対しまして、ため池工事では50%、かんがい排水工事につきましては40%の補助率になっております。その結果といたしまして、県補助金1913万2千円を補助金として受け入れております。

梶原委員

総事業費が大体3千万円未満ということですがけれども、昨年の実績では3900万円、約4千万円という事業がされておるようですがけれども、それでは平成24年度の事業予定があるうと思いますが、それはどのようなようになっておりますか。

農業土木課長

平成24年度分ということですが、いま実際にもう事業といたしますが、工事を発注してあるものもありませんが、平成24年度は馬敷地区の岡谷ため池、八木山地区の日物田ため池、仁保地区の不思議ため池、それと上三緒地区のかんがい排水路、この4工事を実施予定でございます。

梶原委員

本年度は4事業ということですが、本市には相当数のため池があると思います。このため池の整備をすることが、本市が5カ年計画で実施されるようになっております浸水対策の部分でも一翼を担うのではなかろうかと思うんですが、ため池を整備されて保水力をアップしていただくことが、やはり下流域に対しての思いやりだと思いますので、この事業を徹底して進めていただいて、下流域の浸水対策にも一翼を担っていただきたいと思います。また、このため池周辺の整備をされることによって、いま現在、山間地域でも耕作放棄地がどんどんふえておりますけれども、水利確保が簡単になれば、また耕作放棄地も新しい水田に生まれ変わることができると思っておりますので、この事業の拡充をぜひともお願いをして、質問を終わります。

委員長

次に118ページ、一般寄付金、ふるさと応援寄付金について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

118ページの一般寄付金、ふるさと応援寄付金についてお尋ねをいたします。このふるさと応援寄付金の経緯についてお尋ねをいたします。

総合政策課長

この寄付金の経緯についてということですが、平成20年度の地方税法改正によりましてふるさと納税制度が創設されております。これによりまして、地方公共団体に寄付した場合、一定限度額までを所得税と翌年度の個人住民税から控除され、寄付がしやすくなっております。本市におきましても、平成20年7月1日より飯塚市ふるさと応援寄付事業といたしまして開始しております。本市では寄付金の使い道、使途といたしまして、1つ目に産業・経済の活性化、2つ目に教育・文化の充実、3つ目に市民福祉の向上、4つ目に生活基盤の充実・環境整備、そして5つ目に全事業という5つのメニューを用意いたしまして、寄付を募っております。これまでの寄付の状況でございますが、平成20年度は35件で194万円、平成21年度が50件で565万5千円、22年度が118件で851万円、23年度は110件で804万2千円、合計で313件、2414万7千円の寄付を受けております。

宮嶋委員

結局、ふるさとのためにということですが寄付をされた分が、次の年その分を納税したものとてその方の納税額が差し引きされると、そういうことですかね。

総合政策課長

そうです。その年に寄付された金額につきましては、その年の所得税とそして翌年度の個人住民税から控除されると。ただし、一定額2,000円でございますが、2,000円を控除した分が戻ってくるという形になります。

宮嶋委員

いわゆる確定申告をした時に戻しがあるというようなことですね。今5つメニューを挙げられましたが、例えば寄付される方は、このうちのどれかというような指定とかそういうのはできるんですか。

総合政策課長

ただいま申しましたように、5つのメニューでどれに私の寄付を使ってほしいという希望ができるようになっています。

宮嶋委員

それからですね、初年度はできたばかりということで194万円ということですが、その194万円のうち、飯塚の場合はオートレースの選手の方が大部分の寄付をされたというふうに聞いていますが、そのあとかなり金額がふえています。ふえている要因というか、その辺の様子を教えてください。

総合政策課長

飯塚オートレース選手会の方には、平成20年度のふるさと応援寄付金制度が始まってから現在も引き続き、ふるさと納税にご協力いただいておりますが、平成21年度から関東地区や関西地区で開催されている各高校の同窓会におきまして、ふるさと応援寄付金制度について、チラシを配布するなどのPR活動を行っております、この制度の周知に努めてまいりました。平成22年度には、関東地区の嘉穂高校、嘉穂東高校、飯塚商業高校のOBの方が中心となられ、ふるさと飯塚に貢献したいという思いから、「飯塚市ふるさと納税推進委員会」を発足していただき、同窓生の方々に飯塚市へのふるさと納税にご協力いただくよう呼びかけていただいております。また、市職員にも協力していただきまして、遠方の親せきあるいは友人等に寄付を呼びかけてもらっております。そのおかげによりまして800万円強ものふるさと応援寄付金が集まっているところでございます。

宮嶋委員

なかなかできることではないなというように思いますが、800万円もの本当にありがたいお金です。ぜひ有効に使っていただくようお願いして、この項を終わります。

委員長

次の122ページ、雑入、幼稚園通園バス利用料については宮嶋委員より取り下げの申し出がなされております。

ほかに質疑ありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、第15款 国庫支出金から第22款 市債までの質疑を終結いたします。

総括質疑に入ります。一般会計全般についての総括質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、予算の流用及び不用額について松延委員の質疑を許します。

松延委員

予算の流用及び不用額についてお尋ねをいたしたいと思っております。質問は3回で終わりますので、適切にお答えいただきますようよろしくお願いいたします。まずは流用でございますけれども、第1款から第10款まで、主に議会費、労働費、消防費を除いて大体流用があがっております。地方自治法220条にうたっておりますようにですね、款、項につきましては禁止されています。ただし書きがありますけれども、目、節につきましては流用してもいいということでもありますけれども。ちょっと非常に多いんじゃないかなというふうに思っております。それで、目、節について、そういう流用については制限がないといえども、みだりに使うべきものではないと思っておりますので、その点、多い面と流用に対する考え方をひとつご答弁していただきたいと思っております。

財政課長

委員ご指摘のように、目、節につきましては予算執行上の科目であるために、流用についての制限というのは特に規定はされておきませんが、みだりに流用することは適切ではありませんので、本市でも予算規則において一定の制限を設けるなどにより適切な予算執行に努めているところでございます。平成23年度の決算において、委員ご指摘の目相互間の流用額が例年に比べ大きな額になっておりますのは、平成24年1月に職員共済組合負担金の基礎年金拠出金に係る公的負担率が1,000分の29から1,000分の38.5と大幅な変更がありまして、この変更が4月に遡及して支払うということになりましたので、一般会計で約4500万円の予算不足となりました。その不足額をまず人件費相互間、これは本市は当初予算において定めておりますので、この人件費相互間での流用により4500万円のうち1800万円を流用で対応しております。さらに不足する額については、2月の補正予算において2700万円

の増額補正をさせていただいております。平成23年度につきましては、主にこのような事情によるものでありますが、今後とも先にご説明いたしました考え方に基きまして、適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。

松延委員

丁寧に答えていただきましたので、次に行きます。

次は不用額についてでございますが、予算書の8ページから11ページですね。不用額については皆さんご承知のとおり、予算現額から支出済額、繰越金を差し引いた額で不用額として上がっております。昨年を見ても、これは35億になっておりました、22年度決算では、23年度決算は約20億です。この主なものは民生費、土木費、教育費等でございますが、入札残等については特に土木費等があるかと思いますが、民生費、教育費につきましても今回の小中学校一貫教育に伴います建て替え、給食等々いろいろありますので、この不用額についてですね、昨年よりも少なくなっておりますけれども、ひとつこの辺の説明をお願いいたします。

財政課長

不用額について簡単にご説明させていただきます。一般会計の歳出決算額の総額が574億円でございますので、20億を超える大きな額の不用額が出たということのご質問であると思います。この不用額と申しますのは、言葉の響きもあまり良くないのですが、年間の所要額を見積もりました歳出予算額から、実際に支出しました額である歳出決算額を差し引いた予算執行上の残額を示す数値でありまして、決して不用になった現金を表すものではございませんので、その点をご安心いただきたいと思います。

歳入予算と異なりまして、歳出予算につきましては見積りであると同時に支出の限度や内容を制限されるもので、この額を超えて支出することができないという性質を持っております。その関係上、歳出予算を編成する際でございますが、特に義務的経費である生活保護費や医療費等の扶助費に係る経費については、急激な変化にある程度対応できるよう予算執行上の余裕、私ども安全度という表現をしておりますが、その安全度を持たせた中で予算を組みますので、幸いにしてこの急激な増加等がなかった場合には、不用額として決算上表れてくることとなります。先ほどご指摘の投資的経費につきましても、入札等による予算残額、執行残がこの不用額として表れております。決算書9ページの各款、項ごとの不用額で大きく数字が出てきているのが、そういった義務的経費であるとか投資的経費のところに出てくるのも、このような理由によるものでございます。

本市の場合、歳入歳出全般にわたる経費の見直しを行い、最終的な決算見込額で補正します予算を12月議会に提出しておりますが、このことが歳出予算と実際の執行額の差である不用額が多めに出てきている一つの要因ともなっております。

松延委員

大体そういうことだろうと思っておりました。決算はいかに予算を組まれてその執行率が問われるわけでございます。同時に目的どおりに、執行をされたのかどうか、適正に執行されたのかどうかというのが決算で問われるわけでございますので、できるだけ不用額は少ないほうが良いと思っております。それで最小の経費で最大の効果を出すために、皆さん方も来年度の予算に向けて積み上げをされておるとお思います。それで、いま課長が言われましたように、安全度を持って予算を組むとなればですね、要求した分がこぼれる場合は多々にしてある。だから要するにあまり余裕を持ちすぎると予算が膨れてこういうふうな残が出てくるというふうな、単純に考えればですね、そういうふうな思っておりますので、できるだけ、査定も今からありましょうしですね、それに近いように、皆さん方から要求された、決算3日目ですけども、いろんな決算について質問をされておりますので、そういうふうなものにお応えしていただき



いと思っております。

最後の3回目の質問ですが、財務部長もう最後の役所奉公になりましたので、今は予算の積み上げをされております。それで、各部署から上がってくる予算については耳を傾けていただいてですね、執行残がないように、できるだけ。入札残についてはもうこれはいたし方ないと思いますけれども、そこら辺のところの、最後の財務部長としての、国で言ったら大蔵省のトップですから、ちょっと考え方なり、来年の25年度の予算に向けて、ちゃんと皆さん方からの声に耳を傾けて予算を組みたいと、その考え方と意気込みだけ教えていただければ幸いです。お願いします。

財務部長

議員ご指摘の予算編成についてでございますが、厳しい財政状況の中、限られた財源の中で最大限に効果を発揮するような予算編成をしていきたいと考えております。その中で、今ご指摘のように執行残が発生しないのが一番理想なんですけど、やはり財政課長が説明いたしましたように、執行残、入札残とか扶助費とかそういうものについては一定の余裕を見て予算を編成しております。その中でも予算編成の精度を上げまして、見積もり、その辺を的確にチェックいたしまして、できるだけ余裕という幅を狭めて精度を上げて編成していきたいと考えております。

委員長

次に、質疑事項一覧以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、総括質疑を終結いたします。

以上をもちまして、一般会計歳入歳出決算全般について全ての質疑を終結いたします。なお、討論、採決につきましては保留して、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑終結後に行いますので、ご了承願います。また、各特別会計の審査におきましても、討論、採決は同じ運営をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 44

再 開 10 : 45

委員会を再開いたします。

これより特別会計の審査に入りますが、特別会計の審査につきましては会計ごとに行います。「認定第2号 平成23年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております290ページ、国民健康保険特別会計、滞納及び不納欠損について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

290ページ、国民健康保険特別会計の滞納及び不納欠損についてお尋ねをいたします。資料の87ページに数字を出していただいておりますが、この平成23年度における国保世帯、また滞納世帯の状況を教えてください。

納税課長

平成23年度末におけます国保加入者世帯は約19,900世帯、そのうち滞納世帯は約3,800世帯となっております。

宮嶋委員

滞納世帯ですね、平成22年度から23年度については滞納世帯数がずいぶん減っております。しかし金額としてはふえているという状況なんですけど、これについて説明をお願いいたします。

納税課長

徴収の努力も当然いたしておりますけれども、やはり自主納付が若干ふえたというふうなことも考えられております。そういうふうに納税課といたしましては分析いたしております。

宮嶋委員

ただですね、滞納世帯の減り方が大きいですね。これだけ滞納世帯が減ったのに、滞納金額はふえているというのが、ちょっと意味がわからないんですが。

納税課長

もちろんこの滞納世帯の中には、当然生活が苦しいということで他の施策を利用をなされまうと言いますか、生活保護のほうに行かれた方もいらっしゃいますが、それ以外にも執行停止等々、そういうような形で減らすというふうなこともございますので、他の施策を利用された方もいらっしゃいます。そういうふうな形で、若干こういうふうな数字が出たというふうに分析いたしております。

宮嶋委員

若干というのが意味がちょっとわからないんですけれども。普通、滞納世帯が減ったら、滞納世帯が減るのが少ない数でしたら、それぞれの滞納の金額が違うわけですから、減ったからといって滞納金額が減るとは限らないということまではわかるんですけども、これだけの世帯が減っているのに金額がふえているというのを、わかりやすく説明していただけませんか。

納税課長

滞納世帯が3,800世帯ぐらいに減っているのに、なぜ滞納金額はそんなに変わらないのかというふうなご質問でございます。実際にこの数字は、いま申し上げましたように、他法を利用するなり、それとか執行停止等々、そういうものを利用して世帯は落ちておりますけども、執行停止を実際に行いまして数字はすぐ落ちるわけではございません。何年か先に落ちるというふうなことにもなりますので、数字はそのまま残っているというふうな状況でございます。したがって、これが何年か先には若干ずつ少なくなってくるというふうな形なのかと思っております。

宮嶋委員

お金は残っていくということですね。それでは、差し押さえの状況について説明をお願いいたします。

納税課長

国保税に係ります差し押さえ状況でございますが、合併後は平成19年度をピークに20年度以降は減少しております。23年度の差し押さえ件数は1,175件で、22年度と比較しますと件数で36件、約2.97%の減少となっております。

宮嶋委員

そのことから、今どのようなことが考えられるのか、教えてください。

納税課長

国保税も市税と同様に、合併に伴い処分徴収ということで徴収方法を統一いたしまして、差し押さえの執行を基本として実施したことで、平成19年度をピークに差し押さえ件数は減少しているものと考えております。そしてここ数年来は、滞納した場合には差し押さえを基本とした処分徴収を行うということが市民の皆さんの中に浸透していったことに加え、納税相談の機会の増加による自主納付の指導、啓発等の強化、また国民健康保険という健康生活に直結した必要不可欠な制度に基づいた税であることを滞納者の方や市民の皆さんにご理解いただき、ご協力をお願いするということによって、自主納付される方が増加したという結果をもたらしまして、差し押さえ件数の減少につながったものというふうに分析いたしております。

宮嶋委員

差し押さえなんですけれども、国民健康保険税の場合は国民健康保険証の差し押さえということなんですけれども、国民健康保険証をどこの時点で差し押さえをするかというのは、健康増進課のほうで決まるのか、納税課のほうで決まるのか、教えてください。

納税課長

差し押さえ自体を行う課は納税課で行っております。その前段で当然国保税の滞納があるわけですので、その滞納の解消に向けてそれが解消できないと、どうしても話もできないというふうな場合に差し押さえを行うのであって、差し押さえを行っているところは納税課でございます。

宮嶋委員

もともと健康保険証を発行しているのは健康増進課ですよね。健康増進課のほうに納税課のほうから、この方は滞納がありますよというお知らせが行くわけですかね。

委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:54

再 開 10:55

委員会を再開いたします。

宮嶋委員

税の差し押さえはあくまでも納税課のほうで決められるということですね。はい、わかりました。

次に、不納欠損についてお尋ねをいたします。不納欠損の推移の状況を教えてください。

納税課長

資料の87ページをご覧くださいと思います。国保税の不納欠損の推移でございますが、平成23年度の件数は前年と比較しまして218件、率では約6.4%の増となっており、金額は840万円、率にしまして約15.6%の減少となっております。

宮嶋委員

それではですね、今の場合は先と逆で、件数はふえているのに不納欠損の金額が減っていると思いますが、これについてどういうことか、教えてください。

納税課長

納税課では現在、時効で欠損となるケースを極力減らすように詳細な財産調査等を実施するとともに、執行停止を除き差し押さえを含むさまざまな時効中断処理を実施いたしております。平成23年度では主にその財産調査が行き届かなかった分が時効として欠損になったため件数が増加しましたが、1件当たりの金額が少なかったために金額的には減少したというふうに分析いたしております。

宮嶋委員

今後の不納欠損、どういう見通しを立ててあるのか、お尋ねします。

納税課長

経済状況の好転の兆しはまだまだ見えておらず、国保税並びに市税を含みましても過年度分を含む税の徴収に関しましては、今後も厳しい状況が続くものと考えております。このため、この不納欠損につきましても増加しないように継続して適切な事務処理を行うとともに、鋭意徴収努力を続けてまいりたいと考えております。

宮嶋委員

不納欠損はないに越したことはありませんので、ただし無理な取り立てとかということがないように気をつけてお願いいたします。

委員長

次に298ページ、国民健康保険特別会計、レセプト点検委託料について上野委員の質疑を許します。

上野委員

質問は原則3回と松延委員も言われておりますので、私もそのようにしたいと思います。レセプト点検委託料について、この委託先と点検の経緯、どのように点検をされていくのか、教えてください。

健康増進課長

レセプト点検は医療費適正化の一環として実施しておりまして、23年度の委託先は有限会社医療事務研究所でございます。レセプト点検の手順といたしましては、現在はほとんどのレセプトが電子化されておりまして、各医療機関から国保連合会において集約されました電子レセプトを国保連合会のほうでまず第一次の点検を行います。それをオンラインで接続しております市のほうに連合会からこの情報がまいります。それを端末で委託業者が点検をするという手順になっております。

上野委員

このレセプト点検事業についての効果は、どのように認識をされておりますでしょうか。

健康増進課長

23年度のレセプト点検の効果ですが、レセプトの件数が約50万4千件、それを点検いたしました。効果額といたしましては約1640万円の効果が確認されております。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第3号 平成23年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括の質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております324ページ、介護保険特別会計、高齢者住宅等安心確保事業費について上野委員の質疑を許します。

上野委員

いま委員長からご紹介がありました高齢者事業等安心確保事業費についてお伺いいたします。まず、この事業の具体的な内容を教えてください。

高齢者支援課長

高齢者住宅等安心確保事業につきましては、高齢者住宅等安心確保事業運営委託業務として、県営住宅有安団地内のシルバーハウジングの高齢者生活相談所に生活相談員を派遣するものです。相談員はシルバーハウジングに入居されておられる高齢者の日常生活相談や安否確認を行っています。相談員の派遣は、飯塚市社会福祉協議会に委託をしております。緊急通報システム運営業務は、福岡市にあります福岡安全センターに業務委託を行っております。業務の内容は、急な発作が予見される心臓病など健康上特に注意を要すると認められるひとり暮らしの高齢者や、それに準ずる世帯の高齢者の方に緊急通報システムを貸与するものです。なお、シルバーハウジングには緊急通報システムが居室の設備として設置してあります。利用者や入居者の方の体調が悪くなった場合には、ボタンを押すと委託先の福岡安全センターにつながり、看護師または保健師が対応し、身体状況の内容が緊急を要すると判断したときは消防署へ救急車の出動要請をするものです。また、福岡安全センターからは定期的に利用者へ電話をして、生活相談や安否確認も行っているものです。

上野委員

この事業を進めていく上での問題、課題点、また他市の状況も併せてお知らせください。

#### 高齢者支援課長

問題点、課題点につきましては、利用者、入居者に緊急時のため協力者を登録していただいておりますが、この協力員の方が遠方の場合、救急車を呼ぶまでにはないなどのときに、すぐに対応していただけない場合があります。また、外出中の場合は、この緊急通報システムは電話機を通して行きますので、外出のときには利用できないという問題点があります。また、他市の状況ですが、全市町村確認はしておりませんが、どこの自治体も何らかの緊急通報システムが導入されているというふうに考えております。

#### 上野委員

この相談員さんによる安否確認とか緊急通報システムは、死後2日以上経って発見されるという孤独死防止に大きく貢献をしていると思います。できれば市内の住宅すべてに対応していただきたいんですが、このシルバーハウジングの建設などかですね、また県との協議は相当困難を要すると思いますので、ちょっと難しいのかなというふうにも思いますが、この孤独死という問題は本市でも相当件数発生をしているというふうに聞き及んでおりますので、高齢者に限らず、あらゆる年齢層に対応できる孤独死防止策、飯塚市として構築をしていただきますように要望を申し上げて、質問を終わります。

#### 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休 憩 11:05

再 開 11:13

委員会を再開いたします。

次に、「認定第4号 平成23年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第5号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、住宅新築資金等貸付特別会計、滞納状況及び対策について宮嶋委員の質疑を許します。

#### 宮嶋委員

342ページですかね、住宅新築資金等貸付特別会計の滞納状況及び対策についてということで、住宅新築資金貸し付けというのは、貸し付け自体は平成9年度で終了して、今は資金を回収するということだけの会計であります。この会計の終了年度、これはいつでしょうか。

#### 人権同和政策課長

この会計の終了年度をとということでございますが、市の起債残高、これは市の借金でございますが、平成33年度でなくなります。市が個人に貸し付けている資金は、理論的には同様に平成33年度でなくなるようになっております。しかしながら、多くの滞納者がおられますことから平成33年度以降もですね、存続するようになると考えております。

#### 宮嶋委員

貸して随分になります。33年度までということ。なかなか滞納がなくなるということでは、これはいつまで続くのかというのがあるんですが、23年度の滞納状況についてご説明をお願いします。

人権同和政策課長

平成23年度末の滞納状況につきましては、滞納件数が207件、滞納額といたしまして3億9589万5558円となっております。

宮嶋委員

昨年と比較してですね、またふえているような気がしますが、22年度と比較してどのようになっているのか、教えてください。

人権同和政策課長

平成22年度と比較いたしますと、滞納件数は207件で23年度も同数となっております。これは同数でございますが、滞納を解消した貸し付けが2件ありましたが、就労収入減を理由に新たな滞納が2件発生したため同数となっております。滞納金額といたしましては、106万2041円の増となっております。

宮嶋委員

せっかく2件減ったのに、また新たに2件滞納がふえた。それで滞納金額はふえたということですが、やはり借り入れされている方も結構高齢の方とかもいらっしゃるので、仕事をされなくなったとかいろんな理由で払えないという理由も出てくるんだと思いますが、他の税の徴収とかそういうのに比べてね、これどうしても本気できちっとやってあるのかなと、もっときちっと取り組まないといけないんじゃないかなと思いますが、長期未納者、ずいぶんな未納者の方がいらっしゃると思うんですが、こういう方の状況を教えてください。

人権同和政策課長

長期未納者の状況でございますが、平成23年度の状況でお答えをいたします。1年未満の方が98名、件数で139件あります。1年以上2年未満の方は人数で16名、件数といたしまして18件。2年以上3年未満の方が1名、件数も1件です。3年以上4年未満の方は0、件数も0です。4年以上5年未満の方は人数が2名、件数が4件です。5年以上6年未満の方が2名、件数も2件でございます。6年以上7年未満の方は人数が2名、件数は3件でございます。7年以上8年未満の方は人数が2名、件数は3件でございます。8年以上9年未満の方は人数が1名、件数は2件でございます。9年以上10年未満の方は人数が1名、件数は2件でございます。10年以上11年未満の方は人数が4名、件数は4件でございます。11年以上12年未満の方は人数が1名、件数は2件でございます。12年以上13年未満の方は人数が3名、件数は4件でございます。13年以上14年未満は人数が1名、件数も1件でございます。14年以上15年未満の方は0でございます。15年以上となりますと人数が16名、件数は22件となっております。

宮嶋委員

1年、2年はちょっと大変な状況で払えないという方はいらっしゃると思うんですが、7年、8年、10年とか最後は15年とおっしゃいましたかね、こういう方たちとはどういう交渉をされていて、その間本当に1円も払えなかったのか、その辺はどういうふうになっているのか、教えてください。

人権同和政策課長

長期滞納者の方につきましては、中には行方不明とか本人死亡等がございますので、相続人の方とか保証人の方への相談も行っておるところでございます。また入金につきましては、分納指導等も行っておりまして、定期的に入金されておる滞納者も多数おられます。厳しい経済事情により返済が困難な滞納者や行方不明、死亡等により滞納が続いているケースがほとんどでございます。

宮嶋委員

長年に渡って、15年とか言われる方でも、ときどきお金を入れてあるとかというような事実

はあるんですか。

人権同和政策課長

15年以上の長期になられます方につきましては、分納等の支払いはあっておりません、現在。

宮嶋委員

いつまでも数字がずっとついてまわるわけですよね。どのくらいの回収の仕方をされているのかわかりませんが、回収をしてもしても、毎年毎年滞納額がふえているということなんです。抜本的にね、この辺の死亡だとか行方不明だとかということも言われましたけれども、保証人とかその時点で立ててあるでしょうけれど、保証人の方も亡くなっているというような状況もあると思うんですが、この辺不納欠損で処理しなさいというふうには言えないでしょうけれども、その辺もっと仕事がきちっとできるようにですね、整理ができないものなんですか。ずっとこの滞納、平成33年以降もずっと抱えていくつもりなんですか。会計自体に対しての改善策とかいうのを協議されていますか。

人権同和政策課長

先ほどもお答えいたしましたように、いろいろなケースで取り立てが困難なケースが滞納に結びついておると、そういった状況の中で、保証人や相続人に対する納入相談を行った結果、納入約束を取りつけ返済を再開された方や、夜間の個別訪問等によりまして滞納者を面談し、入金指導を行っているところもございます。23年度には保証人より約300万円を回収いたしましたして完済いたしました件もございます。また本年度につきましても保証人との交渉を進めて、年末までに滞納金を完済する案件も抱えておるところでございますので、今後とも根気強い滞納解消のために努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

宮嶋委員

一所懸命仕事をされても徒労のように思いますが、滞納者ですね、先ほどから死亡だとか行方不明だと言われておりましたけれども、この207件について、その方の滞納されている要因、死亡だとか生活困窮とかいろいろあると思うんですが、その内訳を教えてください。

人権同和政策課長

平成23年度末の滞納件数207件についてご説明いたしますと、207件中、滞納ではありませんが定期的に納入されている方が98名、139件でございます。1年以上納入されていない方が52名、68件でございます。1年以上納入されていないもののうち、滞納者が死亡されている方が20名、26件、行方不明が7名、8件、破産された方が4名、6件、生活保護を受けておる方が8名、10件、収入の減によりまして生活困窮のための方が13名、18件という要因別の内訳でございます。

宮嶋委員

滞納者が死亡されているのが20人、26件ということですが、この20人の方についてはどういうふうにされるんですか。

人権同和政策課長

滞納者が死亡された場合は、保証人あるいは相続人ということで、ご相談を申し上げるということとなります。

宮嶋委員

相談をするということじゃなくて、この20人の方についてはどなたかが代わりの方が払うというようなふうにはなっていない、もう相談はされているんでしょう。

人権同和政策課長

この20名の方すべてにですね、保証人なり、相続の方に協議の場を設けたというわけではございませんので、相続人なり保証人の方とお会いできるケースもあればお会いできないケー

スもでございますので、調査中の案件もでございますので、ご理解のほどよろしく申し上げます  
宮嶋委員

この20人の方がいつ死亡されたのかわかりませんが、早急に普通なら相談をして、相続人も保証人もいないと、この方も亡くなっているというケースもあるんじゃないんですか。でもそういうのをきちっとひとつずつ片付けていかないと、こういう数字がずっと残っていくと思うんですが、一人一人についてですね、早急に計画を立てて、どなたに相談されるのか、きちっとしていただきたいと思います。あと、行方不明が7人とおっしゃいましたが、これについてはどういうふうにされるんですか。

人権同和政策課長

行方不明の方につきましても死亡の確認ができない状況の中ではですね、調査を続けるしかございませんが、あらゆる角度から情報を得ながらですね、行方を捜すということになるかと思えます。

宮嶋委員

行方不明だという捜索願とかそういうのが出されて、昔は7年と言っていましたけど、今ももっと短くなっているんじゃないかなと思います。死亡したものとみなすということもありますので、何かそういったところでですね、担当課でこういうのは全部捜されているんですか。

人権同和政策課長

基本的には人権同和政策課のほうが担当課でございますのでやりますけれども、関係各課あるいは関係各機関に情報の提供は求めておるところでございます。

宮嶋委員

人ひとり生きてあったわけですから、他にも税金がかかったり国民健康保険にかかってあったりすると思うので、この方の所在というのはもっとわかるんじゃないですかね。その辺をきちっとして、一人一人にスポットを当てて、この人をどうするかという処方せんをつくって解決していただきたいと思います。

あと、生活保護の場合は保留、その方が生活保護から外れられるまで保留という形になるのかなと思いますが、破産の方についてはどういうふうな扱いになりますか。

人権同和政策課長

法的に破産された方につきましては、本人への追及はできませんので、保証人等の追及しかないかと思っております。

宮嶋委員

破産された方の場合も保証人と、こういうことについてですね、全てやっぱり処方せんきちっとつくって、どういうふうに対応するのか、きちっと把握されていかないと、大きな数字だけずっと残っていくということになります。すばやくこれを解決する方法で、最終的には不納欠損という形になる、本当に借りてある方、保証人の方もいらっしゃらなければそういうことになるんだろうと思いますので、はっきりさせないといつまでも続いていきますし、滞納ということになれば延滞金がずっと加算されていくわけですから、きちんとスピーディに仕事をしたいというふうに思います。差し押さえとか、住宅を建てられたり土地を購入されたりしているわけですから、そういうことも考えられると思うんですが、差し押さえとかそういうことはされていないんでしょうか。

人権同和政策課長

差し押さえをしていないかというご質問かと思いますが、過去3年間に差し押さえをした実績はございません。ただ、平成22年度に公正証書の締結ということで1件行っておるところでございます。



宮嶋委員

なかなか難しいんですかね。それとですね、生活が困窮してやっぱり払えないという方もたくさんというか、いくらかいらっしゃると思うんですが、こういう方たちに支払免除はできませんけども、しばらくの間、生活保護の場合なんかそうなんでしょうけど、支払猶予、こういうものの規定というのはあるんですか。

人権同和政策課長

この既に廃止しております条例の中にはですね、支払猶予の規定はございましたが、きちんとした具体的な基準は定められておりませんでしたので、本年度ですね、きちっとした具体的な基準を設けておりますので、その基準に沿って支払猶予をしておるところでございます。内容的には、先ほど委員も申されたように、生活保護受給者、あるいは就労収入減少者を対象といたしております。

宮嶋委員

そういう方への周知徹底はされているんでしょうか。

人権同和政策課長

特別な広報等は行ってはおりませんが、個人的にその辺の情報は市のほうから提供いたしておると、随時提供しておるという状況でございます。

宮嶋委員

借りられた方だけですから全体に広報する必要はないと思うんですが、ぜひ支払いに本当に困ってある方というのもしらっしゃると思うんで、そういう方への徹底もぜひお願いしたいと思います。

それから、あと不納欠損が490万円ですかね、この内容についてご説明をお願いします。

人権同和政策課長

不納欠損の平成23年度につきましては、件数といたしまして2件、金額といたしまして490万2996円となっております。これにつきましては、借受人本人が平成元年から行方不明で、住民票も平成5年に職権削除をされており、長期の行方不明状態で、保証人も平成18年に死亡しております。また、物件についても平成4年に競売にかけられ、第三者の所有となっております。そういうことでございます。

宮嶋委員

こういうのを早くすればいくらかでも入ってくるというのもあるんじゃないかなというふうに思いますが、不納欠損、これについての基準、こういうものを教えてください。

人権同和政策課長

不納欠損の基準でございますが、債務者、相続人及び保証人が死亡している場合、おおむね7年間にわたり行方不明で住民票が職権削除されている場合、あるいは破産免責した場合、あるいは生活保護を受給しており長期疾病、高齢及び心身障害等で今後の収入の増加が認められない場合、また生活保護世帯に準じた世帯で長期疾病、高齢及び心身障害等で今後の収入の増加が認められない場合で、貸付物件が滅失または競売により処分されている場合に、不納欠損といたしておるところでございます。

宮嶋委員

要はこれだけの不納欠損の基準があるのに、先ほどから15年以上も滞納されている方があると。そういう方はこれに該当しないんですか。

人権同和政策課長

いま申し上げましたようにですね、不納欠損の基準をクリアするためにはさまざまな条件をクリアしないと不納欠損扱いにはいたしませんので、いま申し上げた基準をクリアした方について適用しているという状況でございます。

宮嶋委員

それから行方不明者の場合ですけど、おおむね7年間にわたりということになっていますが、この7年というのは根拠があるんですか。

人権同和政策課長

おおむね7年の基準ということでございますけれども、これにつきましてはこの事業自体が国、県の事業を市町村が行っておるところでございますから、国、県の基準に準じてやっているというところでございます。

宮嶋委員

行方不明の基準が少し短くなっているんじゃないかなというふうに私は思っていたんですけども、ぜひその辺検討していただいてですね、やっぱり早く処理をしていただきたいというふうに思います。

それと、例えばそういう法的措置をする際にですね、この貸付金というのが何となく特殊で、市税とか国保税とかとは異なるというふうに思うんですが、どういうふうな違いがあるのか、教えてください。

人権同和政策課長

この住宅新築資金につきましては、市税や国保税とは異なりまして、市税等は公債権という位置付けになっております。この住宅貸付資金につきましては役所で貸し付けたものでございますが、一般の住宅ローン等と同様の私債権になります。税などの公債権については法律で自力執行権や財産調査権が付与されていることから、費用はほとんど発生せず、手続きに裁判所を経由しないで済むことから、債権の保全に要する時間が短縮されており、私債権に比べてより確実に回収するための手段が用意され、充実いたしております。しかしながら、私債権につきましては民法の適用を受けておりますので、強制執行を行うためには裁判所にさまざまな書類を提出する必要があるございます。その手続き一つ一つに、手数料や郵送料等が必要になってまいります。強制執行を行うための債務名義取得には、多くの費用と時間が必要となってまいります。この費用と時間を費やしても債権者に利益が見込まれないと裁判所が判断した場合はですね、裁判所は手続きを進めずに申し立てを強制的に取り下げることもございます。こういうことを回避するためにも、費用対効果を十分に検証することが求められていると考えておるところでございます。

人権同和政策課長

なかなか取り立ても難しいというようなことだと思っておりますが、ぜひ先ほどから言っておりますように、その方その方の場合に応じて早急に片づけないと、いつまでも、平成9年で貸し付けが終わって順当に戻していけば33年で終了すると。これがまたこの先何年かかるかわからないと、このままの状況で続けばですね、今1年未満の滞納の方がまた15年ぐらい滞納される、20年30年という形になってくると思いますので、その方その方の、特にもう死亡だとか行方不明だとか、そういう方に関しては早急に処理されて、来年度の決算ではもっと滞納の数字が少なくなっているように、ぜひ努力していただきたいということを申し上げて、終わります。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第6号 平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、入場者の推移と今後について宮嶋委員の質疑

を許します。

宮嶋委員

348ページの小型自動車競走事業特別会計ですね。まず、入場者の推移について説明をお願いいたします。

事業管理課長

提出資料の95ページをお願いいたします。入場者の推移についてでございますが、平成21年度の総入場者が31万3156人、平成22年度の総入場者が29万2116人、平成23年度の総入場者が26万6054人となっております。開催日数の関係もありますが、入場者は年々減少いたしております。

宮嶋委員

入場者の減少、この原因についてどのように考えているのか、お知らせください。

事業管理課長

入場者減少の原因につきましては、レース開催日数が平成21年度が83日、平成22年度が82日、平成23年度は81日で、対前年で減少している点が1点ございます。その他につきましては、CS放送等を得まして従来の電話投票に加えまして、Iモード及びインターネットによる電話投票等が可能になりまして、電話投票へ移行していることが挙げられます。また、平成20年度以降につきましては、世界的金融危機から続きます景気低迷、こういったものが要因として考えられています。

宮嶋委員

どこの部分でも景気低迷という文言が出てきますけれども、そういう現象が続いている中で大変な経営をされていると思えますが。入場者をふやす何か策を、それとか収益を上げる工夫を考えてあるのでしょうか。

事業管理課長

入場者につきましては増やすことが重要と考えておりますが、方策につきましては、広告宣伝に加えましてグレードレース開催時の魅力あるイベント、ファンの皆さんが喜ばれるようなレースの企画、ナイトレースの開催を行ってまいりたいというふうに考えております。また、施設面につきましては、併売発売時の映像機器の再編などファンの皆さんが利用される施設設備の改善を行いまして入場しやすい環境を提供し、入場者増につなげてまいりたいというふうに考えております。

委員長

次に354ページ、宣伝費について上野委員の質疑を許します。

上野委員

354ページ、小型自動車競走事業特別会計、宣伝費についてお伺いします。電話投票などマイレージサービス業務委託料の内容、どのような事業なのか、教えてください。

事業管理課長

電話投票等マイレージサービスにつきましては、平成20年度から導入いたしまして、飯塚オートダブルマイルサービスといたしまして実施しておるところでございます。電話投票会員向けのサービスでございますが、一定の購入額や的中に対しましてマイルを付与するもので、一定のマイルがたまりますと、キャッシュバックができるサービスを行っているものでございます。

上野委員

具体的な効果を把握されておればご紹介ください。

事業管理課長

ダブルマイルサービスの効果につきましては、開催日数が同数の伊勢崎場、浜松場と比較し

たものについてお答えさせていただきます。平成18年度につきましては伊勢崎、飯塚、浜松の順での売上となっておりますが、導入後の平成21年度から会員の購買単価の増加が見られまして、平成23年度の売上げにつきましては、飯塚場で約44億2900万円、伊勢崎場で約44億1600万円、浜松場で約35億7千万円の売上順となっております。平成22年度、23年度につきましては、伊勢崎場から電話投票の売上額が上回っている状況でございます。

上野委員

宮嶋委員からも指摘がありましたが、入場者数をふやすことも大事ですけど、このような宣伝ですね、売上げのほうにも貢献を続けていただきますように要望しておきます。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第7号 平成23年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第8号 平成23年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第9号 平成23年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第10号 平成23年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、駐車場事業特別会計について上野委員の質疑を許します。

上野委員

380ページ、駐車場事業特別会計、繰入金についてお伺いをいたします。繰入金の3年間の推移についてお知らせください。

土木管理課長

繰入金については、平成4年度に建設いたしました飯塚立体駐車場の市債償還金と管理費等の繰出総額に対し、3カ所の駐車場利用料の歳入総額を歳入歳出の収支より一般会計から繰入金として、平成21年度に3745万1千円、22年度に4470万円、23年度に4630万円を補填しているものでございます。

上野委員

それでは駐車場の管理運営を飯塚市が行う必要性について教えてください。

土木管理課長

駐車場の管理運営を市が行う必要性につきましては、近隣には民間駐車場が数多く設置されておりますが、中心商店街や図書館、文化会館等の公的施設利用者にとって一部無料で利用できることから、中心商店街の活性化の観点や近隣の公的施設に無料駐車場が併設されていないことなどを考慮し、当分の間は現行どおり指定管理者制度による管理運営が必要と考えています。

上野委員

建設に伴う借入金の返済状況はどのようになっていますか。

土木管理課長

この建設に際しまして市が借りております市債の償還につきましては、平成24年度で償還が完了いたします。

上野委員

借入金の返済も今年度で終わるということですので、この駐車場については売却を念頭に検討すべきじゃないかと思います。売却の予想金額や固定資産税の税込、また今後も保有していた場合の維持費、修繕費など鑑みられて、教育委員会所管の地下駐車場を利用することが困難な交通弱者への対応は、利用状況を把握した上で、現在の図書館裏の駐車スペースや周辺整備を行うことで対応可能ではないのかなというふうに思います。また、現在の無料駐車券配布基準の見直しも必要かもしれません。中心市街地のコンセプトは歩いて暮らせるコンパクトシティのまちづくりですから、膨大な駐車スペースは必要ないのではないかなというふうにも思います。市街地内のもっと便利な場所に民間駐車場が幾つもあるわけですから、中心市街地を今後整備していくわけですから、そこら辺の発想も、駐車しやすいようにというようなことも考えていただければ、中心市街地への影響も極端に少ないだろうと私は思いますので、ご検討の方よろしくお願いをいたします。

委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第11号 平成23年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されております、一般会計からの繰り入れと今後について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

386ページの工業用地造成事業特別会計についてですが、一般会計からの繰り入れが1億3880万円ということになっておりますが、この内容についてご説明をお願いします。

産学振興課長

この繰り入れは工業用地造成事業特別会計の収支不足分に対し、一般会計から繰り入れを行うものであります。これまでの起債に加え平成23年度から、平成21年の市町村振興基金というのがございますが、1億602万2222円、鯉田工業団地分と目尾工業団地分がございませぬ。あわせて平成21年地域開発事業債の元金分50万5083円、これは鯉田工業団地分でございますが、この償還がはじまり、これらを含めた市債償還金元金及び利息で1億3696万2950円、工業団地管理費用200万254円となり、合計1億3896万3204円の支出となります。これに対し収支不足分を一般会計から繰り入れております。

宮嶋委員

工業団地の造成に対しての借金払いのため、また維持費のための支払いのためにお金を繰り入れるということですが、このほかにこの会計の収入というのはあるんですかね。

産学振興課長

そのほかの収入といたしましては、若干でございますが、鯉田工業団地内に一時的に貸し付けの申し出がございました。飛行船を鯉田工業団地に繋留のために貸してくれというふうなことで、都合31日間ございましたけども、23年度では5,000平米ほどの土地を貸し付けるといったことで若干の収入は得ております。

宮嶋委員

それが15万2千円というようなお金のようなのですが、それ以外にはせっかく工業団地を造ったのに収入がないということですね。それから、これからも一般会計から、収入がない限りはずっと続くと思うんですが、今後も続くのか、収入の当てがあるのかどうか、教えてください。

産学振興課長

現在、分譲中の鯉田、目尾両工業団地につきましては、積極的に企業誘致に取り組んでおりますが、当分の間は造成及び管理に要した費用を市費で負担することになるため、一般財源より繰り入れを行うこととなります。今後、1日も早い売却に努めてまいります。

宮嶋委員

資料の96ページに借入金の返済予定表というのを出示していただいております。収入がなければすべてこれをいわゆる一般会計の繰入金から支払っていくというようなことになると思うんですが、鯉田工業団地の場合、1社工場が決まりましたけれども、会社が入ってくるようになって、お金はすぐに入ってくないというふうに聞きましたが、その辺はどういうふうに、企業が入ってくるのが決まって締結されてからお金が入ってくるまで、どのくらいかかるのか、教えてください。

企業誘致推進室主幹

現在、建設中の企業でございますが、私どもの制度でございます使用貸借特約付分譲制度というものを活用いたしましたので、とりあえず10%の保証金は現在お預かりしている状況でございますが、最終的には10年後に一括してお支払いをいただきまして、所有権移転となるという状況でございます。

宮嶋委員

ということは、今後入ってくる会社が決まっても、その時点から10年後、10年後しかお金は入ってくない。この間はいわゆる飯塚市の一般会計からの繰り入れで鯉田工業団地の借金払いをしていくということで間違いありませんか。

企業誘致推進室主幹

企業誘致にあたりまして、その優遇策を私ども企業立地促進補助金と、大きく分けますとこの使用貸借特約付分譲制度とがございますが、当初一括してご購入される場合もございます。こういった場合には市の歳入として売却金額が上がるという状況でございますので、それは企業のご要望に応じてご対応申し上げたいといったところでございますので、ずっとこのまま10年後にしか入らないということではございません。その辺ぜひご理解をよろしく願いたいと思います。

宮嶋委員

それでは、10年後じゃなくて、入るような契約の仕方をすればいいということですかね。その会社が決まったあと、他に何社か引き合いというか、そういうのがあっているのかどうか、教えてください。

企業誘致推進室主幹

現在のところ、数社の引き合いがあつてございます。この場ではそういうご答弁でご説明をご勘弁願いたいというふうに思っております。

宮嶋委員

決算ですので、23年度に関係ないことは聞けないというふうに思いますが、この間、売れない原因、一所懸命努力してあるのに、売れない原因というのはどういうふう考えておりますか。

企業誘致推進室主幹

先ほども委員おっしゃっておられましたとおり、景気低迷というか、長引く不況といったものが最大の原因であろうというふうに感じております。

宮嶋委員

もともと鯉田工業団地、取りかかりの時点からこの状況は見えていたと。そういう低迷の中につっこむところで工業団地をつくられたわけですよ、最初からですね。ぜひ税金を投入するだけでなく、きちっと解決の方策を探っていただくように努力をお願いして終わります。

委員長

暫時休憩します。

休 憩 12:02

再 開 12:02

委員会を再開いたします。

次に、質疑事項一覧表の以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第12号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑を許します。質疑ありませんか。

( 質疑なし )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、「認定第13号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」を議題といたします。歳入歳出一括しての質疑許します。

まず、質疑事項一覧表に記載されています、給食事業収入について上野委員の質疑を許します。

上野委員

平成21年4月に給食費が値上げされましたが、その影響で給食費の収納率が下がったような状況はありませんか。

学校給食課長

給食費改定前の平成20年度の現年度の収納率につきましては、小学校が97.53%、中学校が97.57%、幼稚園が97.86%でございました。平成21年度の現年度の収納率につきましては、小学校が98.24%、0.71%の増です。中学校が98.04%、0.47%の増、幼稚園が99.68%、1.82%の増、いずれも収納率は増加をいたしております。20年度以降も97ページに資料を提出させていただいておりますけれども、徴収率は年々アップしている状況でございます。

委員長

次に、自校式給食施設整備事業費について宮嶋委員の質疑を許します。

宮嶋委員

402ページ、学校給食事業特別会計の自校式給食施設整備事業費についてお尋ねをいたします。自校式給食施設整備事業の経過と今後の計画はどういうふうになっているのか、お尋ねします。

学校給食課長

平成23年3月策定の飯塚市公共施設等のあり方に関する第2次実施計画におきまして、学校給食調理場がセンター方式となっている小中学校においては、平成23年度から27年度までに順次自校方式調理場を整備する。その整備に当たってはランチルームのない自校方式の小学校を含めて、すべての小学校に既存の施設の活用等を行いながら、ランチルームを整備することもあわせて行う。また施設一体型の小中一貫教育校の建設が予定されている小中学校は、開校に合わせ自校式調理場及びランチルームを整備する。それから学校給食における調理業務の民間委託については、新設、既存の自校式調理場及び給食センターを含め検討を行うという

ふうにしております。平成23年度に伊岐須小学校給食調理場を建設いたしまして、平成24年4月に開設をいたしております。計画につきましては、平成23年12月15日開催の市民文教委員会で、飯塚市学校給食調理場等整備計画を提出し報告を行っております。平成23年度に伊岐須小学校1校と、平成24年度までの2カ年で整備する穎田小中一貫校の建設に着手をいたしまして、平成24年度は立岩小学校、飯塚東小学校、飯塚第一中学校、二瀬中学校の4校の建設に着手をいたしております。今後、平成25年度に菰田小学校、片島小学校、飯塚第二中学校の3校、平成26年度に鯉田小学校、飯塚小学校、八木山小学校の3校、平成27年度に幸袋中学校区小中一貫校、鎮西中学校区小中一貫校、穂波東中学校区小中一貫校の3校の建設を計画しているところでございます。

宮嶋委員

いま縷々述べられました、これで自校式、学校給食施設自校式の学校施設が全部、取りこぼしはありませんよね、全部完了するということですかね。

学校給食課長

そのとおりでございます。

宮嶋委員

それで、この給食調理場は民間委託に回すということですが、自校式の給食設備ができた時点ですべて民間委託に移行していくと、時期はそういう考えでいいですか。

学校給食課長

建設いたしまして、開設に合わせて民間委託化を進めていくという計画でございます。

宮嶋委員

調理業務委託についてはということで、自校式の調理場及び先ほど確か給食センターを含め検討を行うと言われたんですよね。給食センターも逐次自校式に変わっていくところで、縮小されていく部分とかいうのがあるんですが、最終的にはなくなるわけでしょう。違いますか。

学校給食課長

全校が自校式になりますとセンター機能は必要がなくなりますので、給食センターは必要なくなるという計画でございます。

宮嶋委員

なのに、これ民間委託についてはですから、給食センターも民間委託にするというふうに聞こえたんですが、違いますか。

学校給食課長

この計画が平成23年3月策定時点での計画でございます。そのため全校が自校式になる予定の27年度まではセンターはセンターとして検討はしておりますけれども、現在のところ具体化をしてないというところでございます。

宮嶋委員

27年までにはなくなるわけですね。毎年3校、4校が自校方式に変わっていくわけですからセンターで調理するのは少なくなっていくと思うので、縮小していくといういろんなことがあると思いますが、そのなくなっていくともうわかっているのを民間委託の検討をするのかなということ、ちょっとお聞きしたんですけど。

学校給食課長

検討をするとなっておりまして、23年度の時点でのこの計画でございますので、検討するとしていたところでございます。

宮嶋委員

検討するとその時点ではしているけれども、では、この今の時点では給食センターの民間委託も考えてあるということですか。



学校給食課長

いま現在検討をいたしまして、25年度につきましてはセンターをそのまま維持する予定でございます。

委員長

次に、全般について小幡委員の質疑を許します。

小幡委員

399ページですね。399ページに学校給食施設整備事業債ということで、3億2540万円ですか、上がっております。事業債ですね。この事業債、こういった性質のものを説明いただけますか。

学校給食課長

学校給食施設整備事業債は合併特例債でございます。

小幡委員

全額合併特例債。歳出にあたっての算出は、特例債の内訳はどのようになりましたか。

学校給食課長

算出につきましては、決算書の403ページ、歳出の1款 学校給食費、2項 施設整備費、1目 施設整備費の自校式給食の施設整備事業費3億8473万1015円が総事業費でございます。このうち起債の対象経費が3億6965万750円でございます。その額から決算書、399ページの歳入、3款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 学校給食施設整備事業費補助金、1節の安全安心な学校づくり交付金2707万8千円が当該事業にかかる国庫補助金でございますので、この補助額を差し引いた額に95%を乗じて万円単位を切り捨てた金額でございます。

小幡委員

その額が特例債ということですね。その特例債の償還計画はどのようになるのでしょうか。

学校給食課長

1年据え置きで20年償還となっております。償還額の70%は普通交付税の基準財政需要額に算入されることとなっております。

委員長

ほかに質疑はありませんか。

( な し )

質疑はないようですから、質疑を終結いたします。

次に、財産に関する調書及び基金の運用状況に関する調書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

( 質疑なし )

質疑がないようですから、質疑を終結いたします。

これより討論、採決に入りますが、討論、採決は会計ごとに行います。

最初に、「認定第1号平成23年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

上野委員

賛成させていただきますが、2つの点についてご指摘を申し上げておきます。1点目はこの委員会中、質疑させていただいた各補助金など、その多くは地区地域のためという意義的であり、積算根拠についてもほぼ確立されております。しかし、各地域での活動内容や年齢層、人員等の実情は大きく異なるため、各補助金の画一的支出運用にはおのずから限界が生まれてきています。ぜひ、ある程度の弾力性のある地域向け補助金の支出を早急に実現していただきますように申し述べておきます。

もう1つは、低環境整備費の質疑の中で、国県等の補助金を活用し建設された指定管理所についてですが、これは現在でも飯塚市単費で維持補修され地元の負担はないということでございました。合併前の潁田地区の自治公民館と同じ状況であります。潁田の場合は1自治体の施策でしたが、国が行おうが、町が行おうが住民には全く関係ありません。また、質疑の中で申し述べたように、修繕積立金という意識も実績もなかったことも低環境整備費支出に該当する地域と同様であり、これら金銭の問題に加え、高齢化や自治会加入人数の低下という個々の問題も、公民館受け入れのための地縁団体設立作業の中で、飯塚市と話し合いが持たれ、解決されていくものだと考えておりましたが、そのような作業も全く進んでいないのが現状です。自分のものは自分で修理する。これは当たり前のことで、子どもたちにでも十分に理解し納得してくれる話だと思えます。潁田地区自治公民館の維持修繕費用にかかる飯塚市の現況施策は残念ながら不公平であると言及せざるを得ません。皆さんご承知のとおり、潁田はまちづくりに力を注いできました。公民館の維持や補修費用への不安から自治会を脱退している方々もおられているというご相談も受けております。その多くは高齢者の方です。せめて地縁団体が設立されるまでの間で構わないと私は思いますが、潁田地区自治公民館への対応については飯塚市の責務として早急に見直しが必要です。飯塚市が目指す協働のまちづくりを確立させるため、地域コミュニティを継続させるためにも、近々のうちに対応を改正していただきますように強く要望申し上げて、私の討論を終わります。

委員長

ほかに討論はありませんか。

( な し )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第1号 平成23年度飯塚市一般会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第2号 平成23年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第2号 平成23年度飯塚市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第3号 平成23年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第3号 平成23年度飯塚市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第4号 平成23年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第4号 平成23年度飯塚市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第5号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第5号 平成23年度飯塚市住宅新築資金等貸付特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第6号 平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第6号 平成23年度飯塚市小型自動車競走事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第7号 平成23年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第7号 平成23年度飯塚市介護サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第8号 平成23年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第8号 平成23年度飯塚市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第9号 平成23年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第9号 平成23年度飯塚市地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第10号 平成23年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第10号 平成23年度飯塚市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第11号 平成23年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第11号 平成23年度飯塚市工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第12号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」についての討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第12号 平成23年度飯塚市汚水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定」については認定することにご異議ありませんか。

( 異議なし )

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

次に、「認定第13号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について討論を許します。討論はありませんか。

( 討論なし )

討論を終結いたします。

採決いたします。「認定第13号 平成23年度飯塚市学校給食事業特別会計歳入歳出決算の認定」について認定することに賛成の委員は挙手を願います。

( 挙 手 )

賛成多数。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

正副委員長を代表いたしまして、一言お礼を申し上げます。本特別委員会は予定しておりましたとおり、3日間で審査を終了することができました。委員各位並びに執行部の皆さんの熱心な審査と委員会運営のご協力、誠にありがとうございました。さて、委員会審査の中で各委員から指摘なり要望がありました件につきましては、執行部におかれましては、この意を十分に酌んでいただき、市民の福祉の向上のため、また市政発展のためにご尽力いただきますようお願いいたします。お疲れ様でございます。

以上をもちまして、平成23年度決算特別委員会を閉会いたします。